

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績 (令和5年度 4/四半期分)

海外・MICE事業部 海外プロモーション課

単位:円

No.	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	マナー啓発・プロモーション動画等制作業務	令和6年1月4日	6,500,000	(株)JTB沖縄	沖縄県那覇市旭町112番地1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、6社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は訴求・発信内容が優れていることから特に評価が高く、評価基準を満たしたため、当該事業者と契約した。	
2	Enjoy Cruise Okinawa! 更新業務	令和6年1月4日	1,701,425	丸正印刷(株)	沖縄県西原町字小那覇1215番地	第167条の2 第1項第2号	同社は、令和2年度に当該WEBサイト「Enjoy Cruise Okinawa」を構築した事業者である。当該WEBサイトの更新にあたっては、システムを構築した事業者が有するシステムノウハウやWEBの設計を熟知している必要があり、他の事業者が同内容を行う場合は、システム構築事業者から設計情報やノウハウの提供による費用と工期が発生し、同一物品の納品の価格と比較して高価になる。また、システム構築事業者が更新作業を行うことで問題発生時の早期解決や重大な事故を防ぎ、効率的に業務を推進することができるため同社と契約した。	
3	市場横断 旅行事業者招聘事業に係る旅行手配業務	令和6年1月12日	2,564,680	(株)EGL OKINAWA	沖縄県糸満市大度309-14-3F	第167条の2 第1項第2号	旅行手配業務に該当し、平成25年7月1日付企画総務部総務課通知により随意契約として対応した。県内旅行会社へ広く見積書提出を呼びかけ、当該事業のみ提出があったため当該事業者と契約した。	
4	クルーズ船内観光・体験コンテンツ提供業務	令和6年1月15日	9,471,887	(株)かりゆしエンターテイメント	沖縄県国頭郡恩納村名嘉真ヤーン原2591-1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、2社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は訴求・発信内容が優れていることから特に評価が高く、評価基準を満たしたため、当該事業者と契約した。	
5	海外重点市場向けデジタルプロモーション業務	令和6年1月30日	16,000,000	VPON JAPAN(株)	東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー18F	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、3社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は訴求・発信内容が優れていることから特に評価が高く、評価基準を満たしたため、当該事業者と契約した。	
6	「CRUISE Traveller 2024年春号」記事広告出稿	令和6年2月5日	2,000,000	クルーズトラベラーカンパニー(株)	東京都中央区銀座6丁目14番8号 銀座石井ビル4F	第167条の2 第1項第2号	日本国内のクルーズ関連誌のうち、当該事業者が取り扱う雑誌「CRUISE Traveller」は、令和6年3月の発売号にて「心動く、島旅へ」を特集することから、沖縄県が目指す目的と合致したターゲットに届けることが可能である。また、本県の離島エクスペディションの運航が再開する同時期に広告出稿を行うことで、相乗効果が期待できるため、「CRUISE Traveller」を広告出稿先として選定し、当該事業と契約した。	
7	オーストラリア旅行事業者招聘実施に係る旅行手配業務	令和6年2月22日	2,338,252	(株)EGL OKINAWA	沖縄県糸満市大度309-14-3F	第167条の2 第1項第2号	旅行手配業務に該当し、平成25年7月1日付企画総務部総務課通知により随意契約として対応した。県内旅行会社へ広く見積書提出を呼びかけ、当該事業のみ提出があったため当該事業者と契約した。	

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績（令和5年度 4／四半期分）

海外・MICE事業部 海外プロモーション課

単位：円

No.	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	沖縄県香港事務所と連携した香港 GOtripFAMツアー招聘事業に係る旅行 手配業務	令和6年2月26日	1,330,494	(株)エイチ・アイ・エ ス沖縄	沖縄県那覇市久米2-3- 15	第167条の2 第1項第2号	旅行手配業務に該当し、平成25年7月1日付企画総務部総務課 通知により随意契約として対応した。県内旅行会社へ広く見積書 提出を呼びかけ、当該事業のみ提出があったため当該事業者と 契約した。	
9	ジンエアー釜山-那覇路線就航再開に 伴う釜山における広告実施事業	令和6年3月4日	3,864,168	BN advertising Co.,Ltd	釜山広域市蓮堤区巨堤 大路245 3階	第167条の2 第1項第2号	外国での契約となる。 随意契約の適用基準(44類型)「2 契約の性質・目的が競争入札 に適しないとき(12)外国で契約する場合」に該当することから、釜 山所在2社による見積競争により最低価格を提示した当該事業者 と契約した。	
10	TikTok Connect By Tourismにおけるク リエイターの県内招聘に係る旅行手配 およびロケコーディネート業務	令和6年3月8日	7,100,360	(株)エイチ・アイ・エ ス沖縄	沖縄県那覇市久米2-3- 15	第167条の2 第1項第2号	旅行手配業務に該当し、平成25年7月1日付企画総務部総務課 通知により随意契約として対応した。本事業の主催者である ByteDance社が県内旅行会社2社から見積書を收取し見積競争に より最低価格を提示した当該事業者を手配業務事業者として指定 したため、当該事業者と契約した。	